

消費者問題 -暮らしに潜む悪質商法①-

- ①架空・不当請求（ワンクリック詐欺）
- ②長期にわたるサービス契約のトラブル（エステ・語学教室等）
- ③クレジットカード使い過ぎによるトラブル
- ④賃貸住宅のトラブル

①架空・不当請求（ワンクリック詐欺）事例

- アダルトサイト等で、利用料金や利用規約を明示せず、利用者が安易に「18歳以上」「次へ」等をクリックすると、「契約完了」「料金請求」などと表示が出て、高額な利用料金を請求されることがあります。
- 「誤操作の場合はこちら」「連絡がなければ法的措置をとる」等の表示に、あわてコンタクトすると自身の個人情報を教えてしまうことになり、悪用される恐れがあります。

---これだけは覚えておこう---

- 請求画面が出ても絶対に支払わない様にしましょう。
- 請求画面が消えない場合は、[情報処理推進機構\(IPA\)のホームページ](#)（トップページ→情報セキュリティ→ワンクリック請求に関する注意喚起参照）
- 事業者からメールや電話がきても、徹底的に無視しましょう。
- 事業者の訪問や法的措置は絶対にありません。



②長期にわたるサービス契約のトラブル（エステ・語学教室等）事例

- エステや語学教室などの「長期にわたる契約」は、始めて見たら思い通りのものでなくなったり、急な転勤などで利用出来なくなってしまうことが多くあります。
- 途中で解約すると、一定の解約料金を支払うことあり、トラブルになることもあります。
- また、事業者が倒産する場合があります、その場合は支払った金額は殆ど戻りません。

---これだけは覚えておこう---

- 長期の契約は金額が高額になることが多いので「家族に相談する」等の言葉でその場での契約は避けるようにしましょう。
- 契約期間の途中で解約できるのか？解約した場合の清算方法等についても、「書面」で確認することも重要です。
- 以下の6業種はクーリングオフ出来る場合がありますので、「消費者生活総合センター」にすぐに確認しましょう。
(エステ／語学教室／家庭教師／学習塾／パソコン教室／結婚相手紹介サービス)



③クレジットカードの使い過ぎによるトラブルの事例

- クレジットカードは便利な一方、「カードの使い過ぎで借金が増えてしまう」などのトラブルを引き起こす原因にもなります。
- 支払いが滞ると、「指定信用情報機関」に滞納の情報が登録され、将来クレジットカードやローンが利用できなくなる恐れもあります。

(指定信用情報機関：支払い状況や債務残高を一元管理する情報機関／株式会社シーアイシーや株式会社日本信用情報機構がある)

---これだけは覚えておこう---

- クレジットカードを利用することは、簡単に言えば「借金後払い方式」ということです。自身の支払い能力を超えないことを常に意識してください。
- 「利用明細書」は必ず保管しておきましょう。利用明細には必ず目を通して、請求内容を確認する癖もつめておくと良いです。
- クレジットカードは「保有している本人に対して信用を与える＝与信」に基づくものです。家族を含み、他人には貸さない・使われない様に管理してください。



④賃貸住宅のトラブル事例

- 「入居時に預けた敷金や保証金が貸主から退去時に返還されない」などの「原状回復費用」のトラブルが多く発生しています。
- 「原状回復費用の範囲」の考え方については、国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン(再改訂版：平成23年)」として公表しています。

項目	具体例	賃貸人(大家)負担	借借人負担
経年変化	畳の変色／フローリングの色落ち等	○	×
通常損耗	家具の設置による床のへこみ／設置跡等	○	×
借借人の故意・過失等による損耗	落書き／喫煙による変色等	×	○



- 契約書をしっかり読み込んで、「退去時の返還金」等を確認してから契約しましょう。
- 入居時に写真を撮影してくなど、退去時の傷・汚れのトラブルを防ぐために、部屋や設備の状態を確認しましょう。